

第7章 計画の推進に向けて

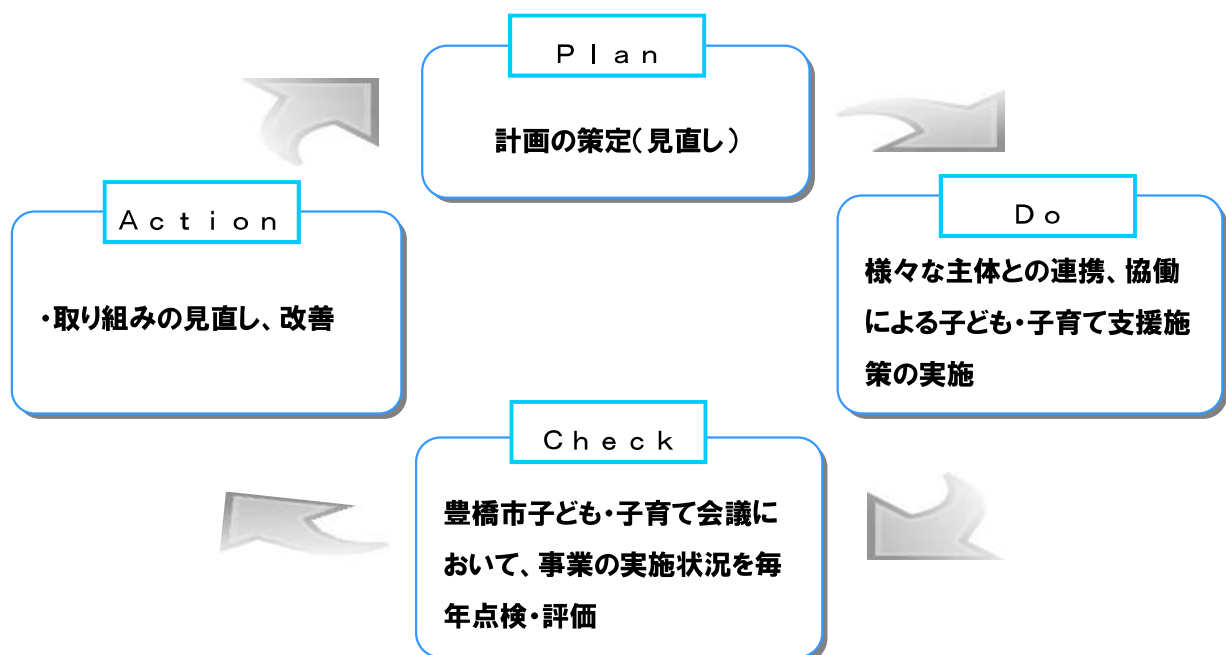
1 豊橋市子ども・子育て会議による点検・評価と実施状況の公表

第2期子ども・子育て応援プランの策定にあたり、子どもの保護者や事業主・労働者の代表者、子ども・子育て支援に関する事業の関係者、学識経験者などから構成される「豊橋市子ども・子育て会議」において、様々な意見をいただきました。

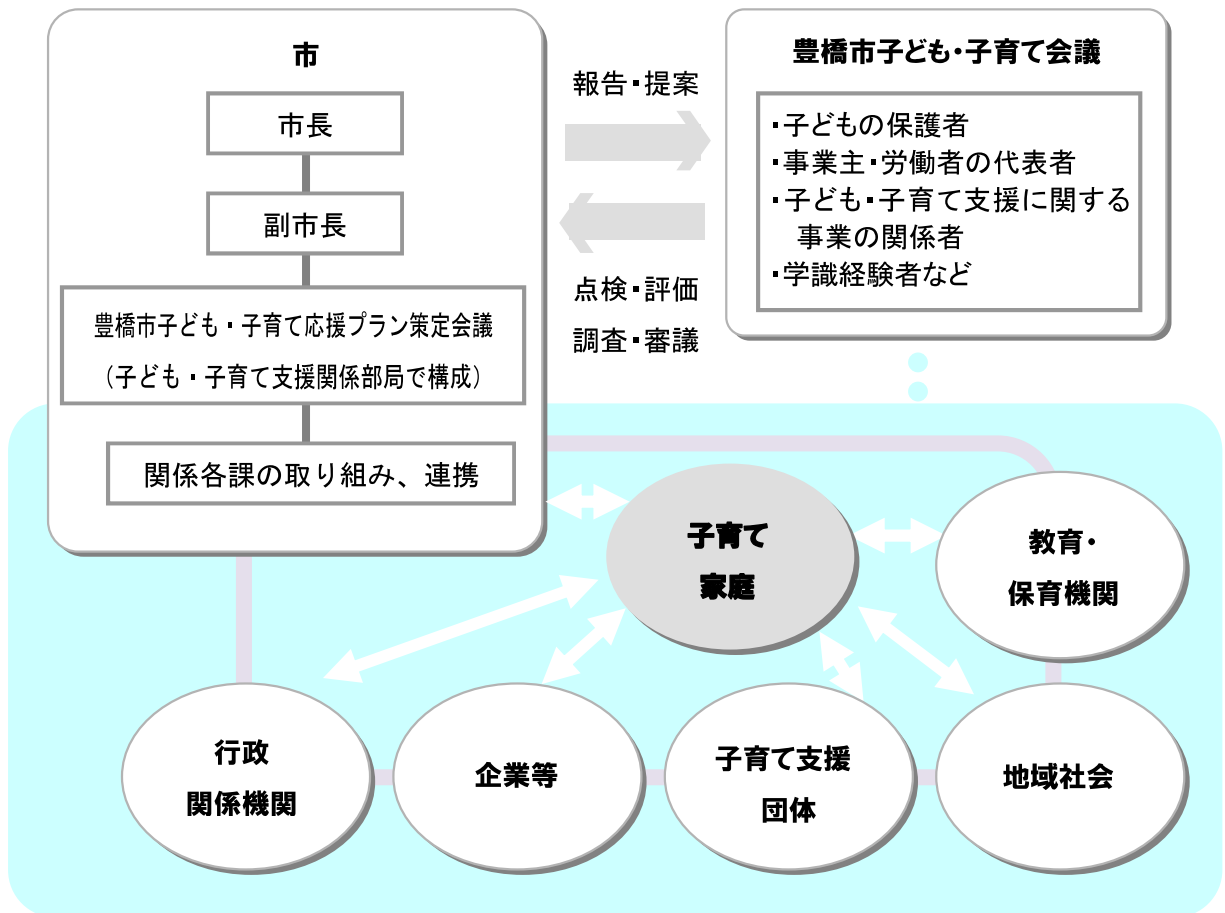
本プランの進捗状況についても、引き続き「豊橋市子ども・子育て会議」へ報告し、子ども・子育て支援に関わる様々な視点から年度ごとの点検・評価について審議を行います。結果や実施状況についてはホームページ等を通じて公開し、市民や関係機関への周知に努めます。

なお、点検・評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、必要に応じて市民ニーズの把握による利用者の視点に立った評価を行い、施策の改善につなげるよう努めます。

また、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について実態に大きな乖離が生じた場合は、計画の中間年を目安に計画の見直しを行うものとします。



2 計画の推進体制



資料編

1 児童の権利に関する条約（概要）

この条約は、前文、本文 54 か条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 児童の定義

児童とは、18 歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。（第 1 条）

2 締約国の義務

(1) 一般的義務

(2) 生命に対する権利

締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する（第 6 条）。

(3) 登録、氏名、国籍等についての権利

(イ) 締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する（第 7 条）。

(ロ) 締約国は、児童が国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項を保持する権利を尊重し、その身元関係事項が不法に奪われる場合には、これを回復するため、適当な援助及び保護を与える（第 8 条）。

(4) 家族から分離されない権利

(イ) 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方又は双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する（第 9 条）。

(ロ) 家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う（第 10 条）。

(ハ) 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる（第 11 条）。

(5) 意見を表明する権利

締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。（第 12 条）

(6) 表現の自由についての権利

児童は、表現の自由についての権利を有する（第 13 条）。

(7) 思想、良心及び宗教の自由についての権利

締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する（第 14 条）。

(8) 結社及び集会の自由についての権利

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める（第15条）。

(9) 干渉又は攻撃に対する保護

いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない（第16条）。

(10) 情報及び資料の利用

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が多様な情報源からの情報及び資料を利用し得ることを確保する（第17条）。

(11) 家庭環境における児童の保護

(イ) 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するとの原則の認識を確保するために最善の努力を払う（第18条）。

(ロ) 締約国は、虐待、放置、搾取（性的虐待を含む。）等から児童を保護するためのすべての適当な措置をとる（第19条）。

(ハ) 家庭環境を奪われた児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第20条）。

(ニ) 締約国は、児童の養子縁組に当たり、児童の最善の利益について最大の考慮が払われること、また、権限のある当局によってのみこれが認められることを確保する（第21条）。

(12) 難民の児童に対する保護及び援助

締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が適当な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適当な措置をとる（第22条）。

(13) 医療及び福祉の分野における児童の権利

(イ) 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第23条）。

(ロ) 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める（第24条）。

(ハ) 締約国は、養護、保護又は治療を目的として収容された児童に対する処遇等に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める（第25条）。

(ニ) 締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、このための必要な措置をとる（第26条）。

(ホ) 締約国は、相当な生活水準についての児童の権利を認める（第27条）。

(14) 教育及び文化の分野における児童の権利

(イ) 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。(第28条)

(ロ) 締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する(第29条)。

(ハ) 少数民族に属し又は原住民である児童は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない(第30条)。

(ニ) 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める(第31条)。

(15) 搾取等からの児童の保護

(イ) 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める(第32条)。

(ロ) 締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童の保護等のためのすべての適当な措置をとる(第33条)。

(ハ) 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する(第34条)。

(ニ) 締約国は、児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な措置をとる(第35条)。

(ホ) 締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する(第36条)。

(16) 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における児童の保護

(イ) 締約国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと等を確保する。締約国は、また、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する。(第37条)

(ロ) 締約国は、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる(第38条)。

(ハ) 締約国は、放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは

品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる（第39条）。

- (二) 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての意識を促進させるような方法等で取り扱われる権利を認める（第40条）。

3 条約と国内法及び他の国際法との関係

この条約のいかなる規定も、締約国の法律及び締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない（第41条）。

4 条約の広報義務

締約国は、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する（第42条）。

5 委員会の設置等

- (1) この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する（第43条）。
- (2) 締約国は、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長を通じて委員会に提出することを約束する（第44条）。
- (3) 委員会は、専門機関及び国連児童基金その他の国連の機関からこの条約の実施についての報告を提出するよう要請することができる。また、委員会は、提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。（第45条）

6 最終条項

署名、批准、加入、効力発生、留保等について規定している（第46条から第54条まで）。

[平成6年5月20日付文初高第149号「児童の権利に関する条約」について（通知）別添より]

2 豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て応援プランの見直しにあたっての基礎資料として、また、子育てに関する生活実態や要望、意見等を把握するため実施しました

(2) 調査の概要（調査対象・調査方法）

- ①調査地域 豊橋市内
- ②調査対象 0～11 歳の子どものいる世帯
- ③標本数 10,010 世帯
- ④抽出方法 無作為に抽出
- ⑤調査方法 0～2 歳児：郵送配布、郵送回収
3～5 歳児：保育園、幼保連携型認定こども園、幼稚園による配布、回収
就学児：小学校による配布、回収
- ⑥調査期間 平成30年10月1日から平成30年10月31日まで

(3) 設問の内容

- ①ご家庭の環境について
- ②乳幼児期の教育や保育について
- ③学校以外の子どもの居場所について
- ④育児休業や短時間勤務制度について
- ⑤出産や子育てについて
- ⑥豊橋市の子育て環境・子育て支援サービスについて

(4) 回収状況

- ①有効回収数 6,345 通（就学前児童3,104 通、就学児童3,241 通）
- ②有効回収率 63.4%

3 第2期 豊橋市子ども・子育て応援プランの検討経過

○平成30年度

開催日	事項	
平成30年6月27日	第1回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て応援プランについて 子ども・子育て支援に関するニーズ調査について 今後のスケジュールについて
平成30年7月3日	第1回 ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て応援プランについて 子ども・子育て支援に関するニーズ調査について 今後のスケジュールについて
平成30年7月30日	第1回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て応援プラン ニーズ調査の実施について
平成30年9月20日	第2回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て応援プラン ニーズ調査の実施について 子ども・子育て応援プランの進捗について
平成30年9月26日	第1回 策定会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て応援プランの概要について 子ども・子育て支援に関するニーズ調査について スケジュールについて
平成30年10月1日 ～10月31日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施	
平成31年2月18日	第3回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て応援プラン進捗状況等について 平成31年度の主な取組みについて 次期計画に向けた現状・方向性について 今後のスケジュールについて

○平成31年度

開催日	事項	
平成31年4月19日	第1回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の報告について 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出について 子ども・子育て応援プランの骨子について 今後のスケジュールについて
令和元年5月20日	第1回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援に関するニーズ調査について 子ども・子育て応援プランの評価について 今後のスケジュールについて 次期子ども・子育て応援プラン骨子(案)について
令和元年5月28日	第1回 ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> 次期子ども・子育て応援プランの策定について 次期応援プラン策定に向けたワーキングの内容について
令和元年6月27日	第2回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期子ども・子育て応援プランについて 今後のスケジュールについて
令和元年7月12日	第1回 策定会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期豊橋市子ども・子育て応援プランの考え方について
令和元年7月22日	第2回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期豊橋市子ども・子育て応援プランの考え方について

		<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について
令和元年7月26日	第1回 政策会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期豊橋市子ども・子育て応援プランの考え方について
令和元年8月22日	市議会福祉教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期豊橋市子ども・子育て応援プランの考え方について
令和元年10月28日	第3回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期豊橋市子ども・子育て応援プランの内容について 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について
令和元年11月5日	第3回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期子ども・子育て応援プラン（素案）について 今後のスケジュールについて
令和元年11月12日	第2回 策定会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期子ども・子育て応援プラン（素案）について
令和元年11月18日	第2回 政策会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期子ども・子育て応援プラン（素案）について
令和元年11月19日	第2期子ども・子育て応援プラン（素案）について愛知県に協議（令和元年12月5日協議終了）	
令和元年12月23日	市議会福祉教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期豊橋市子ども・子育て応援プラン（案）について
令和2年1月17日 ～令和2年2月16日	計画素案の公表及び意見の募集（パブリックコメント）	
令和2年2月19日	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園の認可について
令和2年2月21日	第4回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期豊橋市子ども・子育て応援プラン（案）について

4 豊橋市子ども・子育て会議の設置に関する要綱・条例

豊橋市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年条例第39号。以下「条例」という。）第6条第6項の規定に基づき豊橋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第6条第2項に規定するその他市長が必要と認める事務は、次のとおりとする。

- (1) 豊橋市次世代育成支援行動計画の推進に関すること。
- (2) その他子ども・子育て支援対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 子ども・子育て会議の委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 4 会長は、子ども・子育て会議を代表し会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 会議の事務局は、会議の審議内容に応じ、こども未来部こども未来政策課、同部こども家庭課又は同部保育課が務めるものとする。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども未来政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
(豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の廃止)
- 2 豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱(平成22年5月11日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

子ども・子育て会議構成員

豊橋市小中学校PTA連絡協議会の代表	豊橋創造大学の代表
豊橋保育協会母の会連合会の代表	愛知学童保育連絡協議会の代表
豊橋市幼稚園協会PTA連合会の代表	愛知県東三河福祉相談センターの代表
豊橋障害者(児)団体連合協議会の代表	豊橋市母子福祉会の代表
豊橋市議会議員の代表	豊橋市立小中学校長会の代表
豊橋市社会福祉協議会の代表	豊橋女性団体連絡会の代表
豊橋市民生委員児童委員協議会主任児童委員の代表	豊橋市青少年施設利用者委員会の代表
豊橋保育協会の代表	豊橋子育てネットゆずり葉の代表
豊橋民間保育連盟の代表	NPOまんまの代表
豊橋私立保育園連盟の代表	ファミリーサポートセンターの代表
豊橋市幼稚園協会の代表	豊橋市子育て応援企業の代表
愛知大学の代表	連合愛知豊橋地域協議会の代表

豊橋市子ども・子育て支援法施行条例(抜粋)

平成26年9月30日条例第39号

平成27年4月1日施行予定

(子ども・子育て会議の設置)

第6条 法第77条第1項の規定に基づき、豊橋市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議は、法第77条第1項各号に規定する事務その他市長が必要と認める事務を処理する。

3 会議は、委員24人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事業に従事している者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各号に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

豊橋市子ども・子育て応援プラン策定会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の理念に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される地域環境の実現を目指し、豊橋市子ども・子育て応援プランを策定するため、豊橋市子ども・子育て応援プラン策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は次の事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て応援プランの策定に関する重要事項の調査検討及び調整
- (2) 子ども・子育て応援プランの立案
- (3) その他目的達成に必要な事項の検討

(策定会議)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 策定会議は、会長が招集する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 策定会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 策定会議は、子ども・子育て応援プランの推進に当たり市民の意見を反映させるため、必要に応じて豊橋市子ども・子育て会議に意見を求めるものとする。

(幹事会)

第4条 策定会議に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会の所掌事務は次のとおりとする。
 - (1) 子ども・子育て応援プランの策定に関する必要事項の調査検討
 - (2) 子ども・子育て応援プラン素案の作成
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事会は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 幹事長は策定会議に必要な資料を提出するものとする。

(ワーキンググループ)

第5条 策定会議にワーキンググループを置き、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 ワーキンググループの所掌事務は次のとおりとする。
 - (1) 子ども・子育て応援プランの策定に必要な基礎的な調査研究
 - (2) その他ワーキンググループの事務として必要と認められる事項
- 3 ワーキンググループは、リーダーが招集し、会務を総理する。
- 4 ワーキンググループは、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 リーダーは幹事会に必要な資料を提出するものとする。

(事務局)

第6条 策定会議の事務局は、こども未来部こども未来政策課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年 6月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年 6月 1日から施行する。

別表第1

策定会議

役職	職名
会長	こども未来部長兼福祉事務所副所長
副会長	健康部長兼保健所長
委員	危機管理統括部長
〃	総務部長
〃	財務部長
〃	企画部長
〃	市民協創部長
〃	文化・スポーツ部長
〃	福祉部長兼福祉事務所長
〃	産業部長
〃	建設部長
〃	都市計画部長
〃	教育部長

別表第2

幹事会

役職	職名
幹事長	こども未来政策課長
副幹事長	こども家庭課長兼こども若者総合相談支援センター長
〃	保育課長
〃	こども保健課長
幹事	防災危機管理課長
〃	財政課長
〃	政策企画課長兼未来創生戦略室長
〃	市民協働推進課長
〃	安全生活課長
〃	多文化共生・国際課長
〃	「スポーツのまち」づくり課長
〃	福祉政策課長
〃	障害福祉課長
〃	生活福祉課長
〃	こども未来館副館長
〃	健康政策課長
〃	健康増進課長
〃	こども発達センター事務長
〃	商工業振興課長
〃	まちなか活性課長
〃	道路維持課長
〃	住宅課長
〃	公園緑地課長
〃	教育委員会教育政策課長
〃	〃 学校教育課長
〃	〃 保健給食課長
〃	〃 生涯学習課長
〃	〃 図書館長

別表第3

ワーキンググループ

役職	職名
リーダー	こども未来政策課課長補佐
スタッフ	防災危機管理課職員
〃	政策企画課職員
〃	市民協働推進課職員
〃	安全生活課職員
〃	多文化共生・国際課職員
〃	「スポーツのまち」づくり課職員
〃	福祉政策課職員
〃	障害福祉課職員
〃	生活福祉課職員
〃	こども未来館職員
〃	こども家庭課職員
〃	こども若者総合相談支援センター職員
〃	保育課職員
〃	健康政策課職員
〃	健康増進課職員
〃	こども保健課職員
〃	こども発達センター職員
〃	商工業振興課職員
〃	まちなか活性課職員
〃	道路維持課職員
〃	住宅課職員
〃	公園緑地課職員
〃	教育委員会教育政策課職員
〃	〃 学校教育課職員
〃	〃 保健給食課
〃	〃 生涯学習課職員
〃	〃 図書館職員